

岡山行政法実務研究会 研究会記録(第18回～第22回)

岡山行政法実務研究会は、ロースクールの教育理念である「実務と理論の架橋」を行政法分野において実践することを目的に設立された研究会です。当研究会では、自治体職員が行政現場で直面する法的な課題について、自治体職員、弁護士、研究者、ロースクール学生など様々な立場の会員が集まり、広く知恵を出し議論することで、岡山ないし中四国地域における行政法理論と自治体実務の架橋の場としての役割を果たしてきました。そして、今年度は、5回（第18回～第22回）の研究会を開催することができましたので、その概要を報告させていただきます（なお、講師の所属は、講演当時のものです）。また、臨床法務研究第19号には、昨年度までの本研究会の成果として、山下貴司「議員立法のつくり方—改正ストーカー規制法と空家対策特別法などを題材に一」（第17回）、土井勉「総交通量減少時代における生活と交通を支える仕組みを考える」（第16回）、および横田健二「廃棄物処理法における行政調査の現状と課題」（第15回）が新たに掲載されています。

岡山行政法実務研究会会長 岡田 雅夫（岡山大学名誉教授）

岡山行政法研究会幹事 吉野 夏己（岡山大学副学長・弁護士）

岡山行政法研究会幹事 南川 和宣（岡山大学教授）

第18回 条例制定権の限界— 憲法学・行政法学の視点から —

日 時：平成29年3月4日（土）14：00～17：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

講 師：南川 和宣氏（岡山大学教授）

「法律と条例の抵触問題にかかる議論の現状」

大島佳代子氏（同志社大学教授）

「地方分権時代の条例と人権保障のあり方」

南川報告では、行政法学の観点から、条例制定権の限界に関し、徳島市公安条例事件最高裁判決から地方分権改革を経て現在に至るまでの「法律と条例の抵触問題」にかかる議論の変遷を整理・紹介したうえで、近年各地の自治体が制定した空き家対策条例を素材に、いわゆる上書き条例の適法性について個別具体的な検討が行われた。

大島報告は、条例をめぐる従来の憲法学の議論を紹介したうえで、条例が違憲とされた最近の裁判例（大阪地判平26・11・26、大阪高判平27・10・13）を素材に、憲法28条・94条との関係から同条例の憲法適合性を考察するとともに、条例の憲法適合性の争い方についても検討することで、条例

制定に際して憲法の人権保障をどのように考えるべきかについて考察した。なお、本報告は、臨床法務研究第20号31頁以下に掲載されている。

第19回 データで視る公共交通の今とこれから

ー オープンデータやビッグデータを活用した社会的意思決定を目指して ー

日 時：平成29年7月8日（土）13：30～17：00

場 所：岡山大学文法経講義棟26番教室

講 師：伊藤 昌毅氏（東京大学生産技術研究所 助教）

「情報提供サービスとオープンデータから視た交通」

太田 恒平氏（株式会社トラフィックブレイン代表取締役社長）

「ビッグデータで視た岡山の交通の実態」

IT 技術の進歩は、地域公共交通の維持・発展にとって救世主となるか、より具体的には、最新のIT 技術を駆使したオープンデータやビッグデータの利活用が地域公共交通の維持・発展にどのように役立つのかについて、岡山地域の状況も含めた具体的事例を挙げつつ、IT 技術者の視点から様々な提言がなされた。

伊藤報告では、我が国においてもバス会社などの交通事業者が路線やダイヤなどをオープンデータとして外部に提供し出したことで、IT 企業の手によるバスの位置表示などにかかるアプリ開発が盛んに行われるようになり、その結果、リアルタイムのバスの遅れを反映した乗換案内を閲覧できるなど利用者にとって格段に利便性が向上している現状が紹介された。また、オープンデータの利活用は利用者向けのアプリ開発に資するだけでなく、バス停の配置と居住者数の対応などの分析を容易にすることから、地域公共交通のあり方を地域で検討する際にも重要な情報となりうることが示された。

太田報告においては、公開されている携帯カーナビなどのビッグデータを用いて、誰もが自宅のパソコンで無料で地域の道路交通分析を行えることを実証したり、オープンデータ化されているマスターデータと、乗換案内検索サービスにかかるビッグデータを組み合わせることで、誰でも手軽に地域公共交通網を分析・評価できる時代になっていることが示された。

第20回 平成29年地方自治法改正 — 住民訴訟と監査制度の見直しについて —

日 時：平成29年8月19日（土）14：00～17：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

講 師：小林 裕彦氏（弁護士）

「住民訴訟と監査制度の改正の動向について」

南川 和宣氏（岡山大学教授）

判例評釈「住民訴訟における弁護士報酬と改正法

— 熊取町談合住民訴訟弁護士報酬請求事件（大阪地判平成27年9月3日）—」

東原 良樹氏（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）

判例評釈「議会による損害賠償請求権等の放棄議決にかかる最高裁三判決

（平成24年4月20日及び同23日判決）」

小林講演では、政府の第30次地方制度調査会および「住民訴訟制度の見直しに関する懇談会」の委員として関わった、住民訴訟制度に係る第31次地方制度調査会答申（平成26年3月16日）、監査制度に係る第31次地方制度調査会答申（平成26年3月16日）および平成29年度地方自治法改正について、詳細な解説とコメントがなされた。なお、本講演は、臨床法務研究第20号41頁以下に掲載されている。

南川報告では、住民訴訟における弁護士報酬（勝訴した原告住民が、地自法242条の2第12項に基づき敗訴した自治体に請求する際の「相当と認められる額」）にかかる問題を解明することが住民訴訟の活性化にとって重要であるとの認識から、最近の裁判例である大阪地判平成27年9月3日を例に報酬額の決定方法を紹介し、さらに、住民訴訟における弁護士報酬にかかる一般的な論点（高額の場合の対応、債権放棄の場合等）および平成29年度地方自治法改正の影響等について検討が行われた。

東原報告では、住民訴訟の対象となる損害賠償請求権の放棄を地方議会が議決できるか否かについて、判断枠組みを提示した最高裁三判決（平成24年4月20日及び同23日判決）とそれに対する学説による批判等を詳細に紹介したうえで、同判断枠組みの今後の具体的な適用のあり方について、同判決以降の下級審裁判例を素材に具体的な検討を行った。なお、本報告は、臨床法務研究第20号59頁以下に掲載されている。

第21回 有害鳥獣とどう向き合うか

日 時：平成29年11月11日（土）14：00～17：00

場 所：岡山大学文法経講義棟11番教室

講 師：吉鶴 直斗氏（赤磐市産業振興部農林課主事）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律概要」

津田 真臣氏（赤磐市総合政策部秘書企画課主査・弁護士）

「有害鳥獣による被害に関する法的検討 — イノシシが人をはねたらどうするの —」

吉野 夏己氏（弁護士・岡山大学法科大学院教授）

「野生動物と国家賠償責任」

研究会の冒頭、事務局からテーマ設定の趣旨説明が行われ、自治体行政の現場において有害鳥獣対策が大きな問題となっていることについて、①基礎自治体が住民からの苦情・要望に対して何をどこまでできるか、②何をどこまでしなければならないか、③誰がやるかの3つの観点から、法的論点の整理が行われた。

吉鶴報告では、鳥獣保護管理法制の変遷や鳥獣保護管理法のポイント解説などの他、現場レベルで感じる問題点として、捕獲した鳥獣の殺処分への依頼内容、市民による捕獲に関する問い合わせなどの実態および鳥獣捕獲器具がホームセンターで販売されている実態などについて紹介し、鳥獣の捕獲に関する一般住民の認識と法制度との間には大きな隔りがあることや、緊急時の有害鳥獣の捕獲に関し法制度が十分に整備されていない現状などについての指摘が行われた。なお、本報告は、臨床法務研究第20号73頁以下に掲載されている。

津田報告では、イノシシやシカ等が市街地に出没し人に被害を与えた場合、行政はどのような責任を負うのかについて、①国家賠償法2条による営造物管理責任が問題となる事案と②公の営造物の存在が観念しづらく、国家賠償法1条により公務員の注意義務違反が問題となる事案を関連する裁判例に言及しながら分析・検討した上で、行政に求められるものとして①施設整備、②条例・計画・マニュアル等の整備③保険の3つの観点から提言を行った。なお、本報告は、臨床法務研究第20号81頁以下に掲載されている。

吉野報告では、まず動物被害と民事責任の関係について民法718条にかかる議論や裁判例を紹介した上で、鳥獣保護管理法の平成26年改正に注目し、同法1条に自治体による鳥獣の「管理」が法の目的として追加されたことが、野生生物の被害に関し、規制権限の不行使にかかる国家賠償法1条責任や公の営造物の管理責任にかかる国家賠償法2条責任の成否に影響を与える可能性が指摘された。なお、本報告は、臨床法務研究第20号89頁以下に掲載されている。

第22回 行政法学と「私人」概念

日 時：平成29年12月10日（日）14：00～17：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

講 師：岡田 雅夫氏（岡山大学名誉教授、放送大学特任教授、放送大学岡山学習センター所長）

「行政法学と『私人』概念」

岡田講演は、わが国の行政法学がなぜ法律上の根拠を持たない「私人」概念に執着するのかとの疑問を出発点に、「私人」概念が行政法を公法の体系として理解する伝統的行政法学にとって不可欠の道具概念であり、「行政法は公法である」との命題を導くために我が国の行政法学が作り出したドグマに過ぎないことを、民法と行政法の法構造の違いに着目して指摘した上で、行政法とは何かについて長年の研究の集大成となる見解を示した。また、同講演では、後進に対し、実務と結びつき、実務に役立つ行政法学の今後のあり方やこれからの行政法研究者はどうあるべきかに関する見解も披露された。なお、本講演は、臨床法務研究第20号1頁以下に掲載されている。